

3 労災補償

精神障害の請求・支給決定件数が過去最多に

厚生労働省は6月30日、平成28(2016)年度の「過労死等の労災補償状況」を公表した。過重な仕事が原因で発症した【脳・心臓疾患】や、仕事による強いストレス等が原因で発病した【精神障害】の状況について、労災の請求件数や、「業務上疾病」と認定して労災保険給付を決定した支給決定件数等を、平成14(2002)年より年1回、取りまとめているもの。

それによると、精神障害に関する事案の労災請求件数は1,586件で、前年度に比べて71件増加し、4年連続で過去最多を更新した(うち、未遂を含む自殺件数は同1件減少の198件)。これに対し、支給決定件数も前年度比26件増の498件で、同じく過去最多となっている(うち、未遂を含む自殺件数は同9件減少の84件)。

なお、今回は過去6年分の裁量労働制対象者に係る支給決定件数についても、初めて取りまとめを行っている。過去6年間で、発症時に裁量労働制の対象者だった人の脳・心臓疾患に係る支給決定件数は計22件で、うち専門業務型裁量労働制対象者に係る支給決定が21件、企画業務型裁量労働制対象者が1件となった。また、精神障害の支給決定件数は39件で、うち専門業務型裁量労働制対象者に係る支給決定が37件、企画業務型裁量労働制対象者が2件となっている。

脳・心臓疾患は、請求・支給決定件数ともに「自動車運転従事者」が最多

「過労死等」とは、①業務における過重な負荷による脳血管疾患、もしくは

心臓疾患を原因とする死亡や、②業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡、また、③これらの脳血管疾患もしくは心臓疾患、精神障害——を指すとされ、過労死等防止対策推進法第2条に定義されている。

平成28(2016)年度における「過労死等の労災補償状況」によると、脳・心臓疾患に関する事案の労災請求件数は825件で、前年度比30件の増加となった。これに対し、支給決定件数も同9件増の260件で、うち死亡件数は前年度比11件増の107件となっている。

なお、支給決定件数については、平成28年度中に「業務上」と認定された件数であり、平成28年度以前に請求があったものも含まれている。

業種別(中分類)では、請求件数、支給決定件数とも、「道路貨物運送業」(145件、89件)が最も多い。職種別(中分類)で見ても、「自動車運転従事者」(178件、89件)が最多となっている。年齢別では、請求件数、支給決定件数とも「50～59歳」(266件、99件)、「40～49歳」(239件、90件)の順に多い。また、時間外労働時間別(1カ月または2～6カ月における1カ月平均)では、「80時間以上～100時間未満」の支給決定件数が106件で最も多く、「100時間以上」の合計で128件となっている。

精神障害は「社会保険・社会福祉・介護事業」が最多

一方、精神障害に関する事案の労災請求件数(1,586件)、支給決定件数(498件)を詳しく見ると、業種別(中

分類)では、請求件数、支給決定件数とも、「社会保険・社会福祉・介護事業」(167件、46件)が最多となった。また、職種別(大分類)では、請求件数、支給決定件数とも、「専門的・技術的職業従事者」(361件、115件)、「事務従事者」(307件、81件)で多くなっている。

年齢別では、請求件数、支給決定件数とも、「40～49歳」(542件、144件)「30～39歳」(408件、136件)の順に多い。また、時間外労働時間別(1カ月平均)では、「20時間未満」の支給決定件数が84件で最も多く、「160時間以上」で52件となっている。

「嫌がらせ、いじめ、暴行」による精神障害の労災支給が最多

精神障害の支給決定件数を、平成23(2011)年12月26日付け基発1226第1号「心理的負荷による精神障害の認定基準について」の「特別な出来事(心理的負荷が極度のもの等)」(67件)「具体的な出来事」別に見ると、全36項目のなかで最も多かったのは、「(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」で74件となった。これ以外で、「仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった」(63件)や「悲惨な事故や災害の体験、目撃をした」(53件)が続き、次いで「2週間以上にわたって連続勤務を行った」(47件)、「(重度の)病気やケガをした」(42件)、「1カ月に80時間以上の時間外労働を行った」(39件)、「セクシュアルハラスメントを受けた」(29件)等の順となっている。(調査部)